

○上越市議会基本条例

平成22年11月1日

条例第56号

改正 平成24年9月28日条例第41号

平成24年12月19日条例第69号

平成25年6月20日条例第42号

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第6条）

第3章 市民と議会との関係（第7条—第10条）

第4章 議会と行政との関係（第11条—第14条）

第5章 議会運営（第15条—第18条）

第6章 政務活動費（第19条）

第7章 議会の機能強化（第20条—第25条）

第8章 政治倫理並びに議員の身分及び待遇（第26条—第28条）

第9章 最高規範性（第29条）

第10章 見直し等（第30条）

附則

地方分権・地域主権改革の進展に伴い、地方自治体の自己決定・自己責任・自己負担の範囲が拡大する中で、市民との信頼関係、協働の精神による自主自立のまちづくりが不可欠になっている。

平成17年1月1日、広域かつ全国最多となる14市町村で合併した上越市は、自治の一層の推進を図るため、自治の基本理念や市民、市議会、市長の権利・権限及び責務等を定めた上越市自治基本条例を平成20年4月1日に施行した。

さらに、自主自立のまちづくりを進めるため、合併当初、旧町村の区域ごとに導入した地域自治区・地域協議会及び地域協議会委員の公募公選制を、平成21年10月1日には合併前上越市の区域にも拡大し、市の全域において恒久化することにより、市民の手によるまちづくり活動の仕組みを整えた。

こうした中で、市民が首長及び議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、議会は、市民の信託を受けた議事機関として、これまで以上にその責務を果たすことが求められている。

このため、上越市議会は、地域の人々が築き上げてきた歴史・文化、多様な地域資源などの特性を重視し、広域化した市域の課題の把握とそこに暮らす市民の様々な意見の反映に努め、議員間の自由な議論を展開しながら、政策立案及び政策提言を積極的に行う必要がある。また、これまで積み重ねてきた議会活性化に関する取組を確かなものにするとともに、さらに開かれた議会を目指し、情報公開を率先して行い、説明責任を果たさなければならない。

よって、上越市議会は、市民主権による自治の推進に向け、不断の議会改革を重ねながら、全力で市民の信託に応えていくことを決意し、ここに市議会及び市議会議員の活動原則等の基本的事項を定め、議会の最高規範として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市議会（以下「議会」という。）及び市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、もって議会が市民の信託に応え、市民の福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 市政運営の監視及び評価を行うこと。
- (4) 政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (5) 議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。
- (6) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。
- (7) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。
- (8) 議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な議論を重んじること。

- (2) 市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市政に関する必要な調査研究を行い、政策立案及び政策提言を行うよう努めること。
- (4) 議会活動及び市政運営に関する自らの考えについて、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市政全体を見据え、市民の福祉の向上を目指し、普遍的な利益のために活動すること。
- (6) 高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行し、自らの言動等に責任を持つこと。
- (7) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。

(議長の責務)

第4条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、緊急かつ重要な案件が発生した場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない。

3 前項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第5項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。

4 法第101条第3項の規定による請求のあった日から20日以内に市長が臨時会を招集しないときは、法第101条第6項の規定に基づき、議長は、臨時会を招集しなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、基本的政策が一致する議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。

3 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。

(議会改革の推進)

第6条 議会は、自らの改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を置く。

### 第3章 市民と議会との関係

(情報の共有及び公開)

第7条 議会は、多様な方法を用いて、議会の保有する情報を積極的に提供し、市民との情報の共有を図らなければならない。

- 2 議会は、議会に関する市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、議会が保有する情報を、市民等の求めに応じ、原則として公開しなければならない。
- 3 議会は、すべての会議を原則として公開しなければならない。
- 4 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するよう努めるものとする。  
(市民参画及び協働)

第8条 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けて、市民参画の機会を保障するとともに、市民との協働を推進するものとする。

- 2 議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。
- 4 議会は、前項の規定にかかわらず、当該請願者又は陳情者が市民の場合で申出があるときは、当該請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、重要な条例の制定、改正若しくは廃止又は政策等を提案しようとするときは、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 議会は、前項の規定により提出された市民の意見に対する議会の考え方及び結果を公表しなければならない。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催しなければならない。

- 2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(広報広聴委員会)

第10条 議会は、市民との情報の共有を推進するとともに、市民参画の機会の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を置く。

- 2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 議会と行政との関係

(市長等との関係)

第11条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との緊張関係を常に保持し、事務の執行の監視及び評価その他の議事機関としての責務を果たしていくものとする。

(政策等の形成過程の説明要求等)

第12条 議会は、市長が提案する政策等について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めるものとする。

(議決事件)

第13条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第16条に規定する総合計画のうち基本構想及び基本構想に基づく基本計画の策定又は変更とする。

(政策立案及び政策提言)

第14条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

#### 第5章 議会運営

(議会運営)

第15条 議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議会は、法第103条第1項の規定による議長及び副議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。

3 議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めなければならない。

(委員会)

第16条 委員会は、委員間の自由な討議を保障した運営を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

2 委員会は、その所管する事項の調査及び審査を行った結果、必要と認めるときは、委員会として、調査にあつては所見を、審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。

3 委員長は、委員会の議事整理や秩序の保持について、その責務を果たさなければならない。

(会議における質疑応答)

第17条 議会審議における質疑応答等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式を原則とする。

(2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問、政策提言に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(政策等の形成)

第18条 議会は、市民の意見及び議員等の政策提言について、議会としての対応方針を協議するため、課題調整会議を置く。

2 議会は、前項の協議に基づき、共通認識及び政策等の形成を図るため、調査検討を行う必要があると認めるときは、政策形成会議を置くことができる。

3 課題調整会議及び政策形成会議に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第6章 政務活動費

(政務活動費)

第19条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、別に条例の定めるところにより、適正に使用しなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書及び領収書等を公表しなければならない。

#### 第7章 議会の機能強化

(議会の研修)

第20条 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言の能力を高めるため、研修を実施しなければならない。

2 議会は、前項の研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、市民等との研修会を行うようにするものとする。

(附属機関の設置)

第21条 議会は、議会活動に関する審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を置くことができる。

(交流及び連携の推進)

第22条 議会は、政策等の形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化を図るものとする。

(議会図書室)

第24条 議会は、議員の調査研修に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、誰でも利用することができるものとする。

(予算の確保)

第25条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

#### 第8章 政治倫理並びに議員の身分及び待遇

(政治倫理)

第26条 議員は、市民の代表として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位の保持に努めなければならない。

(議員定数)

第27条 議員の定数は、別に条例で定める。

- 2 議員の定数の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。

(議員報酬)

第28条 議員の報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員の報酬の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、社会経済情勢や本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測などを総合的に勘案するとともに、公募市民を含む第三者機関による客観的な評価等を参考にし、市民の意見を十分に考慮した上で、提案しなければならない。

#### 第9章 最高規範性

(最高規範性)

第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

- 2 議会は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

#### 第10章 見直し等

(見直し等)

第30条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

- 2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第69号）

（施行期日）

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第3条中上越市議会基本条例第4条に2項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成25年3月1日）

（上越市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正に伴う適用区分）

2 第1条の規定による改正後の上越市議会政務活動費の交付に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の上越市議会基本条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第4条第3項及び同条第4項の規定を除く。）は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。